江東区 DV相談より

新型コロナウイルス流行が長期化する中でのDV

新型コロナ感染拡大に伴う在宅時間の増加や社会的ストレスが高まる中、実際に起こっていると思われる事例をご紹介します。

※内容は実際の相談をもとにしたフィクションです。

事例1

Aさんは30代。夫と小学生の息子と3人暮らしです。昨年の緊急事態宣言のあと、会社員の夫が在宅ワークとなりました。夫の会社はコロナの影響で業績が悪化し、給料も従来の8割程度に減らされてしまいました。仕事のストレスや経済的問題もあり、夫はAさんに対して「家が汚い」「こどもの声がうるさい」などと、感情的に当たり散らすことが多くなりました。そのうち、「家があるだけマシだろう」と言い、生活費を入れなくなりました。困ったAさんが「お金を入れて」と伝えると、「うるさい！家計のやり繰りが出来ないお前が悪い」と大声を出し、テレビのリモコンを投げたり、壁を叩いたりするようになりました。

【相談に繋がって】

Aさんは「夫もコロナの影響で大変だから仕方ないです。怖いけど、殴られてはいないので、DVではないですが、怯えている息子がかわいそうで相談に来ました」と話しました。相談員から大声での威嚇や物に当たる行為は精神的DVであり、Aさんの場合は経済的DVにも当たることや、こどもの前でのDVは、こどもへの心理的影響が大きいという説明を受け、Aさんは涙を流しました。面接を通して、夫との関係やAさんとこどもが安心して暮らしていくための方法を、相談員と一緒に考えています。

事例2

大学生のBさんは一人暮らしをしています。ずっと好きだったアルバイト先の先輩と付き合えることになりましたが、コロナ禍でなかなか会うことが出来ません。すると彼から「会えない分、裸の画像を送って」と言われました。一度は断りましたが「好きならできるでしょ？」と言われ、嫌われたくないBさんは彼に画像を送りました。付き合って数か月後、彼は自分の思う通りにいかないことがあると、Bさんを怒鳴ったり、無視をするようになりました。彼と一緒にいることが息苦しくなったBさんは、彼に別れを告げました。数日後、友人から「Bさんの裸の写真がSNSに投稿されている」と連絡が入りました。驚いて確認すると、Bさんを蔑むコメントと、住んでいる地区名が写真と共に投稿されていました。その写真を持っているのは、別れた彼だけです。怖くなったBさんは「女性のなやみとDVホットライン」に相談をしました。

【相談に繋がって】

別れた腹いせや、嫌がらせ目的で性的な画像や動画をアップする行為は、リベンジポルノ防止法(※)で禁止されています。一度画像が拡散されると、何度削除しても拡散を繰り返すことになるため、早急に対処が必要です。Bさんは相談員から情報提供を受け、サイト運営会社に画像削除を依頼しました。警察にも相談に行き、彼に注意をしてもらいました。相談員は、彼の行為は精神的暴力と性暴力を含むデートDVに当たること、Bさんを大切に思うのであれば、嫌がることを強要しないのではないか、とBさんに伝えました。

※正式名称は「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」

事例3

Cさんは40代の会社員。会社員の妻と中学生の娘の3人家族です。Cさんは電話が繋がるなり「最近、妻がすぐキレることに困っています。ささいなことで私を怒鳴りつけるんです」と話し始めました。「昨日は会社帰りに買い物を言い付けられました。妻はコロナで在宅ワークなので、買い物は私がすべきだと言います。残業で疲れていてすぐに帰りたかったのですが、『そんなことも出来ないの！』と罵られるのが分かっていたので、買い物に行きました。それなのに妻は私が買ってきた物に対してケチを付け、『まともに買い物も出来ないの？ホント使えない！』と悪態をつきました。しまいには『○○さんの夫はもっと収入が高い。あなたの安月給じゃ生きていけない。この甲斐性なし！』と罵り、『こんな男と結婚したら不幸になるよ』と娘に向かって言い出す始末です。これはDVですか？つらいです」と話しました。

【相談に繋がって】

相談員はCさんの話を聴き、妻の言動は精神的DVであると伝えました。Cさんは「妻の言葉にとても傷つきましたが、妻もコロナ禍でストレスを感じているのかもしれない…。傷つけ合わずに気持ちを伝える方法を探したい」と希望し、相談員と話し合いを重ねています。

パートナーとの間で、「おかしいな」「嫌な感じがするな」と思った時、人に話してみることが、気づきや解決のきっかけになることがあります。「もう少し我慢できるかも…」と感じても、ひとりで抱えるのではなく、専門機関に相談してください。インターネット被害に関するご相談は、下記サイバー犯罪被害相談窓口でも受け付けています。お話しされた内容の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

配偶者や恋人、パートナーからの DVチェックリスト

経済的暴力

- □必要な額の生活費を渡さない
- □出費を細かくチェックする
- □家の財産を知らせない
- □仕事を辞めさせない・仕事を辞めるように言う
- □浪費・借金をする
- □あなたの名義で借金をさせる

性的暴力

- □性行為を強要する
- □避妊に協力しない
- □性的な映像を見せる

精神的暴力

- □自分の思い通りにならないと、不機嫌になる
- □見下したり、人格を否定することを言う
- □あなたをダメな人間だと思わせる
- □一方的に自分本位で物事を決める
- □無視する
- □事実を捻じ曲げたり矮小化して、混乱させる
- □ひどい嫉妬をして、あなたを責める
- □あなたが実家に行くことや、友だちに会うことを嫌がる
- □何時間も説教し、眠らせない
- □自分の失敗や様々な問題を、あなたのせいにする
- □大切にしているものを壊す
- □ふた言目には、「離婚だ」と言う（脅し）
- □「自殺する」と脅す
- □「これは男または女の仕事だ」と決めつける

DVの相談窓口

相談は全て無料です

江東区の相談窓口

江東区女性のなやみとDVホットライン ※面接相談（保育あり）は要予約。
☎3647−9551 月～土（9:00～17:00）木のみ20:00まで ※祝日・年末年始を除く

男性DV電話相談 ☎3647−1171 毎月第1木曜日（16:00～20:00）

LGBT等電話相談 ☎3647−1171 毎月第3木曜日（17:00～20:00）

江東区女性のための法律相談（要予約） ※祝日・年末年始を除く
☎5683−0341（男女共同参画推進センター） 第1～3水曜日（13:00～16:00）
保育あり（1歳以上未就学児 要事前予約）／女性弁護士が法律的な問題にアドバイスします。

保護第一課（深川地区及び東砂6～8丁目、南砂、新砂にお住まいの方）
☎3645−3106 月～金（9:00～17:00）※祝日・年末年始を除く

保護第二課（亀戸、大島、北砂、東砂1～5丁目、新木場、夢の島、若洲にお住まいの方）
☎3637−2707 月～金（9:00～17:00）※祝日・年末年始を除く

他機関の相談窓口

- ■**性暴力救援ダイヤルNaNa（SARC東京）** ☎5607−0799（24時間365日）
  東京都性犯罪・性暴力ワンストップ支援
- ■**東京ウィメンズプラザ** ☎5467−1721 年末年始以外毎日（9:00～21:00）
  男性相談 ☎3400−5313 祝日・年末年始を除いた月・水（17:00～20:00）、土（14:00～17:00）
- ■**東京都女性相談センター** ☎5261−3110 土・日・祝日・年末年始を除く（9:00～20:00）

女性の人権ホットライン
☎0570-070-810（法務省人権擁護局）土・日・祝日・年末年始を除く（8:30～17:15）

DV相談+（プラス） ☎0120-279-889（24時間）
メール（24時間受付）、チャット（12:00～22:00）あり。チャットは多言語対応。

夜間・緊急時

警察（事件発生時）110番

サイバー犯罪被害 相談窓口

- ■警視庁 サイバー犯罪対策課 ―☎5805−1731 土・日・祝日・年末年始を除く（8:30～17:15）
- ■違法・有害情報の通報先 セーフライン ―― https://www.safe-line.jp
- ■リベンジポルノ被害にあわれたら ―― https://www.safe-line.jp/against-rvp

第30回パルシティまつり 令和4年3月13日（日）に舞台発表、ハンドメイド作品の展示・販売などさまざまなイベントを開催します。詳細はこうとう区報をご確認ください。

問 男女共同参画推進センター ☎5683−0341